

はじめに

本資料は、弁護士有志により、安保三文書の検討資料として作成したものである。

岸田内閣は、2022年12月16日、いわゆる安保三文書を閣議決定した。

その中核的な内容として敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有があり、これについては日弁連が、その当日、これに反対する意見書を決定した。しかし安保三文書は、この点にとどまらず、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものとして、防衛予算の急増を伴う防衛力の抜本的強化の様々な施策を打ち出したものである。それは、広汎な政治・経済・社会に深刻な影響を与え、日本国憲法の下での平和国家を軍事国家へと根本的に変容させ、この国を再び戦争の惨禍へと導きかねない危険性を有する。

しかしそこには、軍事問題が関係する国際情勢や日米関係、関連する立法や諸制度との関係等、極めて広範囲にわたる問題が含まれており、弁護士をはじめ一般の方々がその全体像を把握するのも容易ではない。そこで、私たちは、このような安保三文書及び関連する主要な問題について、多くの方々がその理解を広げ、深めるための一助として、検討資料を提供したいと考えた。

本検討資料は、基本的な知見を提示することを前提にしつつ、意見にわたる部分は、共同執筆者間での基本的な議論は経ているものの統一的な見解を提示するものではなく、各執筆担当者の認識と見解に基づく記述であり、それを集約した多面的な分析を提示するものをご理解いただきたい。

なお、本資料は、基本的に、2025年2月現在でとりまとめたものである。

- 1 2022年（令和4年）12月16日、岸田内閣は、閣議決定で、国家安全保障戦略、国家防衛戦略及び防衛力整備計画のいわゆる「安保三文書」を策定した。

その中核として打ち出された敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有については、日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が、その閣議決定の当日、「「敵基地攻撃能力」ないし「反撃能力」の保有に反対する意見書」¹を採択した。その保有は、自衛権発動の要件とりわけ他国の領域における武力行使の禁止原則及び「戦力」保持の禁止原則に反して憲法9条に違反し、再びこの国に戦争の惨禍をもたらしかねないとしたものである。

本検討資料においても、敵基地攻撃能力（反撃能力）の問題内容については同

¹ <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2022/221216.pdf>

意見書の記述するところに委ねる。しかし、安保三文書の問題性は、敵基地攻撃能力（反撃能力）保有の点にとどまらず、広汎な政治・経済・社会に深刻な影響を与え、総じて、この国を平和国家から軍事国家へと変容させ、「戦争をする国家」に突き進みかねない危険性を有するものである。

- 2 安保三文書は、「世界の歴史の転換期において、我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境のただ中にある」とし、「戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものである」と自らを位置づける。そして、日本への他国からの武力侵攻を想定し、「防衛力の抜本的強化」を図るのだとし、2023年度から2027年度までの防衛費を43兆円へと急増させ、5年後の防衛関連費をGDP比2%へと倍増させるとする。

そして現在、安保三文書に示された方針を具体化するための施策が、立法措置を含めて次々と実施に移されつつある。2023年6月には防衛費を確保するための防衛財源確保特措法が成立したが、多くの財源はあいまいなまま、毎年度巨額の防衛予算が計上され、自衛隊の施設・装備・武器等の取得、開発が急ピッチで進められている。スタンド・オフ・ミサイルの取得・開発、新鋭戦闘機の取得や次期戦闘機の開発、空母の保有、大型艦船の製造、宇宙・サイバー・電磁波領域の能力の取得と活用等々である。そして、実戦を戦える自衛隊の体制や基地の整備、育成・訓練と、自衛隊と米軍との指揮・統制の連携、相互運用性の強化、共同演習等を通じた一体化も急速に進められている。

また、安保三文書で「いわば防衛力そのもの」と位置付けられた防衛産業を育成するための防衛装備生産基盤強化法も同年6月に成立し、その育成にも資するものとして、「官民一体となって防衛装備移転を進める」とされた武器輸出が、殺傷兵器にも及んで拡大されている。科学技術の安全保障への活用を明確に打ち出した安保三文書の下で、科学の軍事利用の問題性を指摘してきた日本学術会議の独立性・自律性を損なう法人化方針も政府から打ち出されている。²

安保三文書に先立って2022年5月に立法された経済安全保障推進法でも、先端技術開発の官民協力が打ち出され、経済安保重要技術育成プログラムが進められている。さらに2024年5月には、民間人をも対象とする重要経済安保情報保護活用法が制定され、秘密指定された重要経済安保情報の取扱い資格に関してセキュリティ・クリアランス制度が導入された。

- 3 10年前、日弁連と全国の弁護士会は、集団的自衛権の行使を容認する等の安保法制を用意した2014年7月1日の閣議決定、そして翌年の安保法制の国会

² 日本学術会議を政府の機関から切り離して特殊法人化する「日本学術会議法」が、2025年6月11日国会で可決された。

審議と強行採決という事態に直面し、会を挙げてこれに反対する主張及び運動を展開した。安保三文書は、その安保法制の落とし子である。

安保法制は、従来の個別的自衛権に関する自衛権発動の3要件を無力化し、他国のために戦う集団的自衛権の行使を容認して、他国領域における武力行使の禁止ないし海外派兵の禁止の原則を損ない、他国に脅威を与える攻撃的兵器を持たないという「戦力不保持」の原則をも掘り崩す性格を有した。国家安全保障戦略は、自ら、本戦略に基づく戦略的な指針と施策は、安全保障上の事態に切れ目なく対応できる枠組みを整えた「平和安全法制」の枠組みに基づいて、戦後の我が国の安全保障政策を実践面から大きく転換するものであると位置付けている。

10年前、この国は、平和国家から軍事国家への道に、大きく舵を切った。その後、実践面でも強力かつ攻撃的な武器・装備の取得が進み、アメリカとの軍事的一体化が進み、戦争ができる国づくりが進められてきた。

そして、中国の国力と軍事力が強大化するに伴い、アメリカと中国との関係も「関与」から「競争」に転化し、さらに台湾問題が緊張の度を増す状況の下で、安保三文書においては、中国が「我が国と国際社会の深刻な懸念事項」「これまでにない最大の戦略的な挑戦」と位置付けられ、台湾有事が現実的に想定されるものとして、「防衛力の抜本的強化」へと突き進んでいるのである。

4 しかし、これは極めて危険な道である。2024年4月11日、岸田総理大臣（当時。以下同様。）は台湾有事をも協議した日米首脳会談を終えて、アメリカ連邦議会上下両院合同会議で演説し、「アメリカは1人ではありません。日本はアメリカと共にあります」と述べて、スタンディング・オベーションを受けた。万一の場合、日本はアメリカと共に戦うというのであろうか。

しかし、台湾有事で在日米軍が軍事行動を起こし、それに日本が参加した場合、最も壊滅的な打撃を受けるのは、大国アメリカでも中国でもなく、ほかならぬ日本であり台湾である。

安保三文書は「南西地域」への侵攻を想定し、「国民保護」をいうが、150万人に及ぶその住民の避難の現実的方策は何も示されていない。南西地域に限らず、国民生活全体がどうなるのか、それをどう保障するのかという視点が欠けている。ウクライナやガザをみれば明らかとおり、戦争においては国際法に違反して市民生活を支えるインフラ施設も攻撃を受ける。日本の総合食料自給率はカロリーベースで38%（2023年度）であり、戦争で港湾が破壊され輸入が途絶えれば、国民はたちまち食料に窮する。しかも日本列島には原発が、審査中や建設中及び廃炉も含めて54基も並んでいる。これらが攻撃されたら、日本は死の島と化する。安保三文書には、このような事態が国民・市民に生ずる可能性、危険性

について何の言及もないが、「反撃能力」を行使してミサイルの応酬になれば、それが現実となることは目に見えている。そのような事態は、何としても食い止めなければならない。

冒頭に記した日弁連の敵基地攻撃能力に関する意見書の「意見の趣旨」が述べているとおり、このような破局的結末を避け、この国の存立と国民・市民の生活を維持するためには、近隣諸国との武力紛争を防止し、武力に依拠するのではなく、平和的な外交関係を構築する以外に方法はない。日本国憲法が掲げる恒久平和主義、国際協調主義の原理に基づき、関係諸国との間で日本が主体的な役割を果たし、国際平和の維持のために最大限の外交努力を尽くすべきものであり、とりわけアメリカとの関係での主体的な選択、判断が必要不可欠である。

- 5 以上のように、安保三文書は、日本国憲法の下での平和国家を根本的に変容させ、日本を軍事国家化し、戦争の惨禍に引きずり込みかねない危険性を持つ。

ただ、その安保三文書は、日米関係を軸とする国際情勢との関係、そこでの自衛隊の強化と米軍との行動・運用の相互関係と一体化の状況、そして憲法をはじめ国内の立法を含む諸制度との関係等、極めて広範囲にわたる問題として、現在進行中のものである。その全体像はもちろん、相当部分を把握、理解することも容易ではない。

そこで、本資料共同執筆者らは、このような安保三文書及びこれに関連する重要な問題について、網羅的には困難であるが主要な事項を対象として、弁護士をはじめ多くの方々がその理解を進め、広げ、深めるために、検討資料を提供したいと考えた。

例えば、安保三文書には何が書かれているのか、安保法制との関係はどうなっているのか、それは戦後の防衛政策の中でどう位置付けられるか、自衛隊そして米軍との関係はどう変貌しつつあるか、防衛費の巨額化の内容、防衛産業と武器輸出、日本学術会議を含む科学への影響、地方自治への影響等々である。その上で、「台湾有事」問題をどう捉え打開すべきか、日本は外交主体としてどういう役割を果たすべきかを考え、国民の生命と財産、人権と自由を保障すべき立憲主義の基本的あり方を左右する問題として、いま私たちが果たすべき役割は何かを考えたい。多くの方々とともに、それらを考える材料を提供したいと考えたものである。

なお、本検討資料の各パートは、基本的な知見を提示することを前提にしているが、意見にわたる部分は、共同執筆者間の基本的な議論は経ているものの、各執筆担当者の認識と見解に基づく記述であり、統一的な見解を提示するものではないことをお断りしておく。もっとも、各執筆者による記述も、これまで日弁連

等が示してきた平和主義等に関する見解を踏まえたものであり、多くの論点についての記述を集約し、多面的な分析を提示したものとご理解いただきたい。

また、本検討資料は基本的に本年2月時点でとりまとめたものに基づいており、これに最小限の整理・修正を施し、脚注で若干の補足をしたほかは、本文の記述内容はその時点のものであることを、併せてお断りしておく。

本検討資料は多くの論点に及ぶので、各位が、検討しようとしている課題や関心のある問題に係る部分を適宜参照し、安保三文書についての理解を深め、その検討に資することを期待したい。各パートの冒頭には、サマリーを枠囲いで示しているので、併せて参照されたい。

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。